

# 事業再構築補助金「最低賃金枠」の要件見直しについて

- 令和4年10月に全国平均31円の最低賃金引上げが予定されていることから、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者の再構築を強力に支援するため、最賃売上高等減少要件等を緩和する。

要件等	第7回公募（9/30締切り）まで	第8回公募（10月公募開始予定）	
補助金額・補助率	従業員数	補助金額	補助率
	5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
	6～20人	100万円～1,000万円	
	21人以上	100万円～1,500万円	
<small>※「最低賃金枠」は、採択率において優遇。 ※「最低賃金枠」で不採択となった事業者は、通常枠で再審査。</small>		<b>【不変】</b>	
売上高等減少要件	2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。（付加価値額15%以上減少で代替可。） <b>【不変】</b>		
最賃売上高等減少要件	2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること（付加価値額45%以上減少で代替可。）	<b>【撤廃】</b>	
最低賃金要件	2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること	<u>2021年10月から2022年8月までの間で</u> 、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること <b>【期間修正】</b>	
製品等の新規性要件（※） <small>※「事業再構築」の定義に該当する事業であることを示すために満たす必要あり。</small>	①過去に製造等した実績がないこと ②製造等に用いる主要な設備を変更すること ③定量的に性能又は効能が異なること	①過去に製造等した実績がないこと ③定量的に性能又は効能が異なること <b>【②は任意要件に】</b>	